

財務省告示第二百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年四月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第二百四十三回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入

十 十
三 二

の 経 利 発 競 加 場
払 過 行 争 非 者 特
込 利 入 入 価 者 別
み 子 札 格 第 参

(一) 年 ○・六パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加した次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 2}{100 \times 365}$$

十 四
初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
ては、前記(一)の算式により出
た金額から当該金額に百分の二
たを乗じた金額へただし、当該
十を乗じた金額へただし、当該
国債を発行した金額へただし、
者が非居住者又は外国法人であ
る場合には、前記(一)の算式に
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十八年十月十五日を
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年 第二期以後の利子

償還期 償還金額 平成一十一年四月十五日

元利支 償還金額 日本銀行

払入場所 財務大臣から通知を受けた者

二十九年 払込期日 平成十八年四月十七日